

⑫12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年12月10日から16日までの1週間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として定められています。

この法律は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携して北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

市民の皆さんには、この問題に対するご理解を深めていただきますようお願いいたします。

問 社会福祉課（内線157）

笠間警察署 Tel 0296-73-0110

⑬平成24年新春 ちびっ子スキー・スノーボード教室の受講者を募集

期日 平成24年1月4日（水）～6日（金）

場所 群馬県 丸沼高原スキー場

宿舎 民宿「金精」 Tel 0278-58-2467

対象 スキー：小学校3年生～中学校2年生
スノーボード：小学校4年生～中学校2年生

募集人数 スキー：65名

スノーボード：15名

※スノーボードの申込み人員が少ない場合、スキーの定員を増やします。

講師 全日本スキー連盟公認指導員

費用 会費：24,000円（宿泊代、バス代、保険料、食事7食含む）

レンタル料金（3日間）

スキー：3,000円

スノーボード：4,000円

ウェア：2,000円

リフト代：個人負担

申込方法 11月中旬に各学校を通して配布される申込用紙に必要事項を記入の上、会費等を添えてお申し込みください。定員になり次第締め切ります。

申込日時 12月4日（日）午前9時～10時

申込場所 笠間公民館

※保護者説明会を12月16日（金）午後7時から笠間公民館にて行います。

問 笠間市スキー連盟会長 檜崎 昭一

Tel 0296-72-0104

⑥ページ 健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。
かさま健康ダイヤル24

⑭平成24年 笠間市新年賀詞交歓会の一般参加者を募集

平成24年の輝かしい年の初めに、まちづくりの第一線で活躍する方が一堂に会し1年の抱負・目標などを語り懇親を深める笠間市新年賀詞交歓会の一般参加者を募集します。

日時 平成24年1月5日（木）

午後3時 受付開始

午後4時 新春講演会

午後5時15分 賀詞交歓会

会場 パークスガーデンプレイス

参加費 3,000円

募集人数 30名（定員を超えた場合は抽選）

申込期限 12月9日（金）

申込方法 はがきに、住所、氏名、性別、電話番号、賀詞交歓会参加希望と明記の上、秘書課にお申し込みください。

申・問 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

秘書課（内線225）

⑮岩間図書館「やさしい製本入門 - 糸でとじる本づくり -」参加者を募集

紙を糸でとじて、かんたんな表紙をつけた文庫サイズの本を作ります。

保存したい雑誌の切抜きやパンフレットの製本にも応用できるとじ方をマスターしてみませんか？

日時 12月10日（土）午前10時～正午

会場 市民センターいわま 2階会議室

対象 一般（高校生以上）

定員 10名 ※定員を超えた場合は、抽選

申込方法 岩間図書館の窓口または電話でお申し込みください。

申込期限 11月30日（水）

参加費 無料

持ち物 表紙用紙（大きさ：35×30cm以上、厚さ：色画用紙程度）、はさみ、定規（30cmくらい）、タオル、筆記用具、カッター、カッターマット

※詳しくは、岩間図書館にお問い合わせください。

申・問 岩間図書館 Tel 0299-45-2082

⑯保留地（宅地）販売の現地説明会を開催

笠間市では、市施行の土地区画整理事業地区内にある保留地を販売しています。「保留地」とは、土地区画整理事業で宅地として新たに生み出された土地で住環境の整った良好な宅地となっています。

現地説明会を下記の通り開催しますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

日時 12月4日（日）午前10時～午後3時

場所 現地（笠間市下郷地内）にて

問 都市計画課 施設グループ（内線586・587）



⑰＜介護保険＞要介護（要支援）認定を受けている方の税控除（障害者控除）について

納税者本人または生計を一にする方が、所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除（障害者控除）を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、次へ申請して事前にご用意ください。

申請場所 高齢福祉課または各支所福祉課

必要なもの 対象者の印鑑

申請期限 12月28日（水）

※主治医意見書で心身の状態を確認します。認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※昨年（平成22年）認定証を交付された方は、本年以降も使用できますので、申請の必要はありません。

申・問 高齢福祉課（内線173） 笠間支所 福祉課（内線72134） 岩間支所 福祉課（内線73172）

みなさんの納める保険税は
国保制度を支えるための大切な財源です

③ページ